

暴力団追放に向けて

全国には、「暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律」に基づき24の暴力団が規制対象に指定され、そのうち5団体が福岡県内に本部事務所を置いています。また、福岡市内では、最大勢力の暴力団の2次団体も事務所を構えて活動しており、抗争事件を繰り返しています。平成29年には縄張り争いから、中洲で発砲事件が発生しました。そのため、福岡県を「修羅の国福岡」と揶揄(やゆ)する人もいます。

警察の統計によると、全国の暴力団勢力は準構成員も含めて、平成3年に約9万1千人でしたが、平成29年には、約3万4500人まで減少しています。

県内の暴力団勢力は平成21年には約3460人であった

ものが昨年末時点で約1890人となっています。

本市の現状

前述のとおり県内には複数の指定暴力団が存在し活動していますが、今のところ、市内に暴力団事務所は確認されていません。また、組員が市内で何らかの活動をしている、という情報もありません。

しかしながら今が平穏でも県内には5団体が存在することから、活動資金を得ようと企業や行政機関のあらゆる隙に付け込んで不当要求などをしたり、個人間のもめごとでも代理人と称して介在してきたりと、暴力団と接触する機会は、いたるところにありますので注意が必要です。

4つの「ない」

警察や行政機関は組織として暴力団排除に取り組んでいますが、市民の皆さんも

- 暴力団を利用しない
 - 暴力団を恐れない
 - 暴力団に金を出さない
 - 暴力団と交際しない
- の、4つの「ない」を実践し

暴力団を近づけないようにしましょう。

もし何かあったら

自分には暴力団は関係ないと思っている人も多いでしょうが、もし暴力団から接触があった場合は、ためらわずに福岡県暴力追放運動推進センター(暴追センター) www.fukuoka-boutui.or.jp/ (651)8938 (月)金 午前9時30分～午後4時30分、祝祭日を除く)

- 筑紫野警察署刑事第2課 組織犯罪係 ☎(929) 0110 (☎内線381)
- 市役所 防災安全課 ☎(921) 2121 (☎内線549)

に相談しましょう。

また、図らずも対応しなければならなくなった場合は、暴追センターが推奨する「対応の10ヶ条」を参考に、毅然とした態度を崩さずに、臨んでください。

- ① 相手を確認する (所属団体、名前、連絡先など)
- ② 用件・要求を確認する (何をネタにしてきたか)
- ③ 相手より多い人数で対応する
- ④ 対応場所は、自分に有利な場所を選ぶ
- ⑤ トップに対応させない (不当要求防止責任者が応対)
- ⑥ 書類作成や署名・押印は拒否する
- ⑦ 言動に注意して即答しない (妥協せず筋を通す)
- ⑧ 対応内容を記録する (録音、メモで証拠化する)
- ⑨ 警察・暴追センターに相談 (一人で悩まず早めの相談)
- ⑩ 法的対抗手段の検討 (刑事・勇気を持って被害届民事・弁護士などへの相談)



筑紫野警察署からのお知らせ 性犯罪被害にあわないために

昨年度の福岡県内における性犯罪発生件数は381件でした。前年より30件減少していますが、全国と比較すれば依然として高水準で被害が発生しているため、対策が必要です。

<対策>

- ◆ 帰宅時は、人通りの多い道や明るい道を選び、複数で行動する。
- ◆ 帰宅時は、周囲を警戒し、ときには振り返るなど、警戒していることをアピールする。
- ◆ 携帯電話を使いながら、イヤホンで音楽を聴きながらなどの「ながら歩き」はしない。